# 軽費老人ホーム(ケアハウス)ご利用のご案内
# （重要事項説明書）

　コスモスハウスは『軽費老人ホーム（ケアハウス)』という老人福祉法に基づく老人福祉施設です。ご入居の際には、利用者の皆様と利用契約を締結いたします。
　契約に先立ちまして、提供されるサービスの内容、利用料金、施設の概要等について次のとおりご説明いたします。
　コスモスハウスからのご説明が終わった後、下記の所定らんに記名捺印のうえ、１部をコスモスハウスにご提出下さい。

**目　次**


| | ページ |
|---|---|
| **1. 提供するサービスの内容** | …… 2 |
| **2. 利用料金について** | …… 3 |
| **3. ご契約について** | …… 3 |
| **4. 施設を退所していただく場合(契約の終了)** | …… 4 |
| **5. ご利用施設の概要** | …… 5 |
| **6. 職員の体制** | …… 6 |
| **7. 苦情の受付について** | …… 6 |
| **8. 社会福祉法人上溝緑寿会のご紹介** | …… 7 |
| **コスモスハウスご利用料のご案内** | …… 8 |


令和　　年　　月　　日

**コスモスハウス利用契約の締結にあたり、この説明書により重要事項を説明しました。**

**（事業者）**　所 在 地　相模原市中央区上溝５４２３番地５
事業者名　軽費老人ホーム　コスモスハウス
説明者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

**指定施設サービス契約の締結にあたり、この説明書のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。**

**（利用者）**
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

**（身元保証人）**
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

## １. ご提供するサービスの内容

コスモスハウスがご提供するサービスは以下のとおりです。

### (1) 住まいの提供

国が定める基準に基づいたプライバシーが確保された部屋で、ミニキッチン、トイレ、ユニットバスがついています。

### (2) 食事の提供（食事サービス）

利用者のお食事は、管理栄養士が栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した献立を立て、適切な時間に適温で１階食堂において提供します。
※お食事時間は以下のとおりです。

朝食　7:45 ～　8:45　昼食　11:45 ～ 12:45　夕食　17:45 ～ 18:45

### (3) 入浴

各居室のユニットバスはいつでもご利用できます。５Ｆの共同浴室は、決められた日（現在は週４日）ご利用できます。

### (4) 各種の相談･助言

ご入居者の各種相談に応じて、適切な助言や援助を行います。相模原市の各種福祉サービスや介護保険サービス等のご希望がある場合は、お手続き等のお手伝いをします。

### (5) 生きがい活動

文化活動や教養・学習から健康づくり、スポーツ活動も含めて趣味や生きがいを実現できる活動の助言や支援を行います。

### (6) 緊急時の援助と健康管理

各居室や共用スペースには緊急コール装置がついており、緊急時は 24 時間職員が対応します。

日常的に、健康管理についての情報提供や援助を行い、健康診断を受診する機会をご提供します。

### (7) 身体拘束の廃止について

**コスモスハウスでは、サービス提供にあたり身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為は行いません。**

しかしながら、個別の状況により、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合、必要最低限の行動を制限する措置を取らざるを得ない場合がございます。**

その際には、行動制限の手段、内容、期間等について、契約者及びその身元保証人、ご家族にあらかじめ十分に説明します。また、事前の説明が間に合わなかった場合にあっても、事後直ちに説明を行います。また、できるだけ早期に行動制限の措置を解除するべく、ご本人様、ご家族様にご相談させていただきながら、ケアプラン等を見直してまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## ２. ご利用料金

### ⑴ 利用料金表

ご利用料金は、8～10 ページの**「コスモスハウスご利用料のご案内」のとおりです。**

### ⑵ 事務費の決定について

ご利用料のうち「事務費」につきましては、前年の収入（暦年 1 月～12 月）に基づく収入申告書を毎年ご提出いただき、この申告により、当年 7 月から翌年 6 月までの事務費を決定いたします。

## ３. ご契約について

### ⑴ ご契約手続き

入所に伴うご契約の際には、「介護老人福祉施設利用契約書」を締結させていただきます。

### ⑵ 身元保証人

ご契約の際には、**身元保証人様を１名定めていただきます。**身元保証人様の責務は、利用料の支払等について、契約者（施設利用者）と連帯して履行の責を負うほか、契約者の身柄を引き取る責任を負うものとなっております。（利用契約書第 10 条第 2 項）

また、**身元保証人様が亡くなられた場合やその他変更する必要がある場合は、その旨を直ちにハウスにご連絡ください。**変更の手続きをさせていただきます。

## ４．施設を退所していただく場合（契約の終了）

### (1) 契約が終了する場合

契約では契約を終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由に至った場合には契約終了となります。

①契約者が死亡した場合
②入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下(2)をご覧下さい。）
③事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下(3)をご覧下さい。）

### (2) ご契約者からの退所の申し出

**退所を希望される場合は、30 日前までに解約届出書をご提出下さい。**
また、契約者が病気療養などで 6 ヶ月以上居室を不在とする場合は、施設、ご本人、身元保証人様と協議してこの契約を解除することができます。

### (3) 事業者からの申し出により退所していただく場合

施設からの申し出により退所していただく場合は下記のとおりです。**いずれも 1 ヶ月の予告期間をおいてこの契約を解除できることとなっています。**

①他の入居者の生活、または健康に重大な影響を及ぼす恐れのあるとき。
②利用料等の支払いを怠って、その滞納額が 3 か月分に達したとき。
③不正の手段により入居したり、提出書類で虚偽の事項を申告したとき。
④その他入居契約の条項に違反したとき。

### (4) 退所の際のご契約者の所持品（残置物）の取扱い

**身元保証人は、契約が終了後、30 日以内に、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)を引き取っていただき、居室を明け渡さなければなりません。**
また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元保証人にご負担いただきます。
なお、**明け渡しの期日を過ぎても、なお残置された所有物については、その所有権を放棄したものとみなし、施設において自由に処分できるものとします。**

## 5. ご利用施設の概要(経営者の名称等)

### (1) 施設名等

| | |
|---|---|
| 施設名 | 軽費老人ホーム（ケアハウス）　コスモスハウス |
| 所在地 | 〒252-0243　相模原市中央区上溝 5423 番地 5<br>TEL 042-768-1801(代表)　FAX 042-768-1665 |
| 施設種別 | 老人福祉法に基づく老人福祉施設<br>（平成 8 年 5 月 1 日　神奈川県による設置認可） |
| 施設長氏名 | 佐 藤　和 夫 |
| 運営方針 | 生活支援施設として、専門スタッフがご入居者一人一人を見つめたサービスを提供します。 |

### (2) 居室等の概要

①定員数　　32 名

②居室・設備等は、厚生労働省が定める基準に従っております。

※主な居室等の概要

| 居室の種類 | 室数 | | | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | １Ｆ | ４Ｆ | ５Ｆ | ６Ｆ | |
| 個室（１人室） | | ７ | １０ | ９ | ミニキッチン・トイレ・洗面台・ユニットバス・収納付 |
| ２人室 | | １ | １ | １ | |
| 共同浴室 | | | ２ | | 大浴室１　小浴室１ |
| 洗濯室 | | １ | １ | １ | |
| 共用室 | | ３ | １ | １ | 娯楽室・陶芸室・和室・図書室・洋室 |
| 食堂 | １ | | | | |
| スタッフルーム | １ | | １ | | ５Ｆ「山桜」は入浴時使用 |
| 自販機コーナー | １ | | | | |

## ６. 職員の体制

| 職　　種 | 常勤職員 | 契約職員 | 備　　　考 |
|---|---|---|---|
| 施設長 | １名 | | コスモスホーム施設長 |
| 事務長 | １名 | | 特養兼務 |
| 生活相談員 | １名 | | 常勤専任 |
| ケアワーカー(介護職員) | ２名 | | 常勤専任 |
| 管理栄養士 | １名 | | 特養兼務 |
| 調理員 | | ３名 | |
| 事務その他 | | １名 | |

## ７. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

コスモスハウスに対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|---|---|
| 苦情受付窓口<br>（担当者） | コスモスハウス生活相談員　南　陽子（みなみようこ）<br>上記の者が不在の場合は<br>コスモスハウス施設長　　　佐 藤　和 夫（さとうかずお） |
| 受付時間 | 毎週月曜日～金曜日　8：30～17：30 |
| 電話番号等 | TEL 042-768-1801（代表）　FAX 042-768-1665 |

苦情解決第三者委員の窓口は以下のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 苦情解決<br>第三者委員<br>受付窓口 | 氏　　名 | 苦情解決第三者委員<br>谷 口　優 子（弁護士） |
| | 所 在 地 | 〒252-0303 相模原市南区相模大野 7-8-10<br>大塚ビル４階<br>谷口綜合法律事務所 |
| | 電話番号 | 042-747-0006 |
| | 利用時間 | 月～金　9：00～17：00（土日祝祭日は休み） |

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|---|---|---|
| 相模原市高齢者福祉基盤課 | 所 在 地 | 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15<br>市役所本館 4 階 |
| | 電話番号 | 042-707-0006 |
| | 利用時間 | 月～金　8：30～17：00（土日祝祭日は休み） |
| 相模原市役所健康福祉局健康高齢部・地域包括ケア推進課・介護予防班 | 所 在 地 | 〒252-0239 相模原市中央区富士見 6-1-1 |
| | 電話番号 | 042-769-9249 |
| | 利用時間 | 月～金　8：30～17：00（土日祝祭日は休み） |

## 8. 社会福祉法人上溝緑寿会の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法人名 | 社会福祉法人　上溝緑寿会（かみみぞりょくじゅかい） | | |
| 代表者名 | 佐 藤　和　夫（さとう　かずお） | | |
| 所在地 | 相模原市中央区上溝５４２３番地５ | | |
| 電話番号 | **042-768-1801** | FAX 番号 | **042-768-1665** |
| 実施事業 | **1.社会福祉法人上溝緑寿会 コスモスセンター(上溝 5423 番地 5 号)**<br>【介護保険事業】居宅介護支援事業<br>訪問介護（ホームヘルプ）事業<br>通所介護（デイサービス）事業<br>短期入所生活介護（ショートステイ）事業<br>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<br>**2.軽費老人ホームケアハウス コスモスハウス**<br>**3.受託事業**<br>**①上溝地域包括支援センター(相模原市委託事業)**<br>**②訪問給食サービス(相模原市社協委託事業)**<br>**4.グループホーム秋桜(上溝 3172 番地 1)**<br>【介護保険事業】認知症対応型共同生活介護（グループホーム）<br>**5.認知症デイサービス 秋桜(上溝 3172 番地 1)**<br>【介護保険事業】認知症専用型小規模通所介護<br>**6.相模原市指定管理受託施設**<br>**①相模原市星が丘デイサービスセンター(星が丘 4 丁目 9 番 14 号)**<br>【介護保険事業】通所介護<br>**②星が丘地域包括支援センター(相模原市委託事業)** | | |